

# まつもとほうじん

令和元年  
(2019年) 8月号  
第535号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)

## 松本法人会部会紹介シリーズ



北アルプス槍ヶ岳に源を発する清流「梓川」。古くから地域に豊かな恵みをもたらしてきたんだね！

### - 主な記事 -

- 税務署定期人事異動..... 2頁
- 消費税軽減税率制度説明会のご案内..... 3頁
- 皆さんこんにちは・横山覚氏..... 4頁
- 頑張ってます・富樫あき子さん..... 4頁
- 部会紹介シリーズ 行ってきました！梓川部会、  
“法人会やまびこ運動”ご協力をお願い..... 5頁
- 法律レポート..... 6～7頁
- 健康を支える睡眠のリズム、会社の業績にも影響... 7頁
- 税務ポイント..... 8頁
- 後期部会税務研修会のご案内、青年部・女性部コーナー... 9頁
- 会員福利厚生制度 P R..... 10頁
- 8月の予定、夏期特別研修会のご案内 等..... 11頁
- インフォメーションコーナー、  
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき... 12頁
- 法人会“やまびこ運動”ご協力をお願い..... 付録
- 夏期特別研修会（9月4日）のご案内..... 付録

北アルプスの槍ヶ岳を水源とし、清く豊かな水の流れて松本盆地、

安曇平に古くから恵

みをもたらしてきた梓川。その名を冠した松本法人会梓川部会は松本市の西部に位置する梓川地区を活動エリアとしています。地区内には数多くの道祖神や歴史的建造物、実り豊かな農作地や四季折々の美しさを見せる自然が広がります。

(関連記事5頁)(沖健史編集委員)

第29回

行ってきました!

～梓川部会～

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

# 税務署定期人事異動 (令和元年 7月10日付)

本年度も7月10日付で税務署の人事異動が発令されました。松本署では中村署長、高橋副署長はご留任、2年間お世話になった依田統括官が転任され、新たに上條統括官が着任されました。また、多くの研修会で講師をお願いしている遠藤上席調査官におかれましては留任され、引き続きお世話になることになりました。



はらだ ゆきよし  
**原田 幸嘉**

**副署長 (個担)**

出身地 埼玉県

**略 歴**

- 平成21年 局 徴収部 特別整理総括課 主査
- 23年 局 徴収部 特別国税徴収官 (第二担当) 総括主査
- 24年 越谷署 徴収第一部門 統括国税徴収官
- 25年 局 徴収部 特別整理総括課 課長補佐
- 26年 局 徴収部 徴収課 課長補佐
- 27年 熊谷署 総務課 課長
- 29年 関東信越国税不服審判所 第一部 副審判官
- 30年 関東信越国税不服審判所 第二部 第二部門 副審判官
- 令和元年 現職 (7月10日発令)

- 平成22年 松本署 管理運営第一部門 連絡調整官
- 23年 局 徴収部 特別整理総括課 連絡調整官
- 25年 上田署 徴収部門 統括国税徴収官
- 26年 局 徴収部 特別国税徴収官 (第一担当) 主査
- 27年 松本署 特別国税徴収官 (徴収担当)
- 28年 局 徴収部 特別国税徴収官 (第一担当) 総括主査
- 30年 局 徴収部 特別整理総括第一課 課長補佐
- 令和元年 現職 (7月10日発令)



かみじょう しゅんいち  
**上條 俊一**

**法人課税第一部門  
統括国税調査官**

出身地 埼玉県

**略 歴**

- 平成21年 局 総務部 総務課 総務第一係 主任
- 24年 局 課税第二部 法人課税課 監理第二係 係長
- 25年 局 課税第二部 法人課税課 総務係 係長
- 27年 川越署 個人課税第三部門 統括国税調査官
- 29年 局 課税第二部 資料調査第一課 国際税務専門官
- 30年 局 課税第一部 課税総括課 実務指導専門官
- 令和元年 現職 (7月10日発令)



たかの よしゆき  
**高野 佳之**

**総務課長**

出身地 群馬県

**略 歴**

- 平成21年 諏訪署 総務課 課長補佐

## 税務署定期人事異動 転入・転出一覧表 (関係分・令和元年 7月10日付)

| 新              | 転 入 (敬称略) | 旧                        |
|----------------|-----------|--------------------------|
| 副署長 (個担)       | 原田 幸嘉     | 関東信越国税不服審判所 第二部 第二部門副審判官 |
| 総務課長           | 高野 佳之     | 局 徴収部 特別整理総括第一課 課長補佐     |
| 特別国税調査官 (法人担当) | 大平 茂樹     | 長野署 情報技術専門官 (法人担当)       |
| 法人一統括官         | 上條 俊一     | 局 課税第一部 課税総括課 実務指導専門官    |
| 法人三統括官         | 山浦 和裕     | 長野署 法人五統括官               |
| 法人四統括官         | 北原 治      | 西川口署 管理運営 連絡調整官          |
| 審理専門官 (法人担当)   | 原田 実果     | 税務大学校 関東信越研修所 教育官        |

| 新                       | 転 出 (敬称略) | 旧              |
|-------------------------|-----------|----------------|
| 東京局 横浜中署 特別国税調査官 (開発調査) | 田村 淳      | 副署長            |
| 大宮署 特別国税調査官 (開発調査)      | 人見 好典     | 総務課長           |
| 長野署 特別国税調査官 (法人担当)      | 小林 敏彦     | 特別国税調査官 (法人担当) |
| 大宮署 法人一統括官              | 依田勇一郎     | 法人一統括官         |
| 局 課税第二部 資料調査第一課 情報技術専門官 | 正能 智      | 法人三統括官         |
| 局 調査査察部 調査第四部門 主査       | 宿野部英俊     | 法人四統括官         |
| 川越署 審理専門官 (法人担当)        | 滝澤 吉輝     | 審理専門官 (法人担当)   |

どこでも申告・納税  
インターネットタックス (http://www.e-tax.nta.go.jp/)

# 松本税務署からのお知らせ

# 消費税

参加無料

予約不要

(先着順)

# 軽減税率制度



はちべえ



じゅうべえ

# 説明会

## 2019年 8月 27. 28. 29 日

■時間：①13：00～14：30、②15：00～16：30

■会場：松本税務署 3階大会議室

松本市城西 2-1-20

\* 駐車場が狭いので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

さあ！ネットで申告・納税  
イータックス (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

## 説明会プログラム

- ▶ 軽減税率制度の概要  
(対象品目、帳簿・請求書の記載方法等)
- ▶ 適格請求書等保存方式の概要
- ▶ 軽減税率制度対策補助金
- ▶ キャッシュレス・消費者還元事業

事業者の皆様、  
準備はお済みですか。

軽減税率制度は、  
多くの事業者に  
影響があります。

事業者の方なら、  
どなたでも  
参加できます。

お問合せは、松本税務署 法人課税第一部門まで  
(直通) 0263-39-3267



皆さん  
こんにちは♪

(株)ヨコアキ  
松本市里山辺  
代表取締役 横山 覚氏

### 『住む人と幸せをわかちあう家づくり』

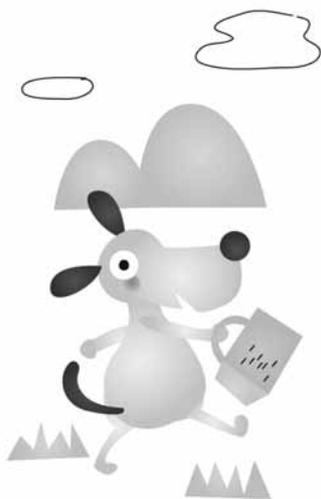
松本市里山辺にあります「注文住宅の設計施工監理」を生業とする、創業52年になる株式会社ヨコアキの2代目横山覚さん。

天然素材にこだわり、住まい手の健康と安心を担保しながらぬくもりや手触りの良い家、見えるデザインに個性を出しながらも、「目に見えないところにこそ建築のポテンシャルがある」と、夏涼しく冬は暖かいより少ないエネルギーで快適に暮らす「消費しないという豊かさ」を求めた、温熱環境の良い家づくりに信念をもっています。施主さんの思いに120%応えたい!と気合の入った設計は、時に施工の難しさもありますが業者さんと協力しながら形にしていくプロセスにドラマがあり、予想を超える仕上がりにやりがいを感じるとのこと。

職人気質でこだわりが強い面と人の面倒見がよく気さくに相談できるところが横山さんの魅力と感じます。

趣味は野球。美須ヶ丘高校野球部OBの幹事長をしながら、プレイも続けられ、野球の楽しさを伝え野球界の発展の一助になりたいと思っているようです。

(山口吉孝編集委員)



頑張ってます!!

『よろこばれることによろこびを…』

(株)有賀電気工事  
安曇野市穂高

富樫あき子さん

「よろこばれることによろこびを…」をモットーに、

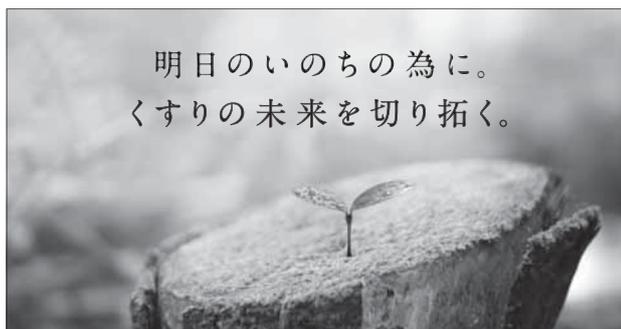
一般屋内配線はもちろんの事、発変電設備工事・屋外、施設、特殊工事・工場、店舗設備工事等のあらゆる分野で活躍している(株)有賀電気工事さんにお勤めの富樫あき子さんにお話をお伺いいたしました。

入社6年目で事務全般の業務はもちろん、専門分野での業務を知り尽くし、中部電力さんとの対応を全てされている方で、会社の中核を担う貴重な存在のようです。日頃は肅々と業務をこなされているようですが、趣味をお伺いすると「サッカーの応援です。」とはきはきとお答えいただきました。もちろん松本山雅の「熱烈大ファン」を自認され、休日にはホームの試合を欠かしたことがなく、サンプロアルウィンに足を運ばれるそうです。

家庭に帰れば、優しい旦那様とワンちゃん1匹の理想の構成で、癒されているようです。職場では厳しい業務ですが、やりがいを感じながら、楽しい職場環境の中で一段と輝きを放っている富樫さんでした。

(沖健史編集委員)

明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

**KISSEI**  
キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

松本法人会  
**部会紹介**  
シリーズ

第29回 **行ってきました! 梓川部会**

恵み豊かな“梓川”とともに

今回ご紹介する梓川部会、松本市梓川地区は松本盆地の西部、清流梓川の左岸に位置しています。「梓」の名は古くは神事などで魔除けに用いられた「梓弓」の材料である梓の木が梓川流域一帯の山地に多く自生していたことが由来ともいわれています。なお、松本と首都圏を結ぶJR中央線特急あずさ号の名も梓川に由来しているとのこと。

地区の歴史を振り返ると明治時代に地域内の村々が合併し誕生した南安曇郡梓村と倭村が昭和30年に合併し梓川村を形成した後、平成17年に松本市に編入され現在に至ります。また、中世末期頃より梓川からの揚水と水田開墾が行われ、農業を中心に豊かな文化が開けた地域となりました。西部山麓には果樹と野菜畑が多く、東部梓川沿いには整備された水田が広がります。市のHPではその景色を『桜とリンゴの花が新緑の大地をおおう「春」。北アルプスの麓を流れる清流梓川に涼を求めて集う「夏」。真っ赤なリンゴと黄金色に輝く

水稲が鮮やかな「秋」。そして、一面の銀世界をケシヨウヤナギが赤く照らす「冬。』と表現しています。

地域内77ヶ所にある約90体の双対道祖神、国の重要文化財にも指定されている鎌倉・室町期に作られたと考えられている真光寺の「阿弥陀如来像と両脇侍像」、荘厳な室町時代の建築を今に伝える「大宮熱田神社本殿」と「若宮八幡宮本殿」など歴史的スポットも数多くございます。  
(沖健史編集委員)

梓川部会  
該当エリア：松本市梓川地区  
会員数：61社  
部会長：齊藤 章 氏 (株)ヤマト自動車工場  
部会長より：これからも梓川部会では会員の皆様にご協力いただきながら社会貢献活動や会員親睦事業を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松本法人会の全ての会員の皆様へ  
あなたのお知り合いを紹介してください!  
**“法人会やまびこ運動”**  
ご協力をお願い

松本法人会では今年も“法人会やまびこ運動”をスタートしております。四年目の取り組みとなりますこの活動は『会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組み』です。今月号の広報誌に「やまびこ

運動ご協力のお願い」というチラシを同封しておりますので、お手数ですが内容をご確認いただきご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**「法人会やまびこ運動」って何?**

当会会員企業の皆様に【お取引先】や【お知り合い】の事業所(法人・個人 支店・営業所等も)をご紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせていただきます運動です。詳しくは事務局までお問合せ願います。( ☎0263-35-8080 )



ご協力よろしくお願い申し上げます!!

地域社会の繁栄のために。  
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



Nabelin

# 鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

## 法律レポート

# 中小企業における事業承継の実務(各論①)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



### (1) 事業承継の定義

一般的には、【ヒトの承継】後継者、【資産の承継】自社株式、事業用資産(設備・不動産等) 資金(運転資金等) 【目に見えにくい経営資源の承継】知的資産、経営理念、社長の持つ信用、営業秘密、特許・ノウハウ、熟練工の持つ匠の技、得意先担当者の人脈、顧客情報、許可・認可・認証等であり、いわゆる「経営の承継」とされています。

### (2) 中小企業の経営者の平均引退年齢

中小企業の経営者の平均引退年齢は67歳~70歳であり、現在において多くの中小企業で事業継承のタイミングを迎えている時期とされています。

中小企業の平均引退年齢の推移については小規模事業者で70.5歳、中規模事業者で67.7歳となっています。

事業形態別の廃業予定者割合については、法人経営者の3割が廃業予定で、個人経営者の7割が廃業予定とされています。

後継者の確保が難しいと回答する経営者は約3割に及び、子どもに継ぐ意志がない、子どもがいない、適当な後継者が見つからないという理由が主にあげられています。

事業承継を見送りしてしまう背景としては、「日々の経営で精一杯である。」「何から始めればよいかかわからない。」「誰に相談すればよいかわからない。」と言った点が主にあげられています。

### (3) 事業承継に向けたステップ

次のような手続の流れになります。

事業承継に向けた準備の必要性の認識(気づき)

事業承継に向けた早期・計画的な準備着手を促すため「事業承継診断」や、支援機関と経営者間の事業承継に関する対話の促進等に取り組む必要があります。

経営状況・経営課題等の把握(見える化)

会計要領等のツールを活用しながら、経営状況等を見える化することを通じ、課題に対する早期対応を促す必要があります。

事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)

現経営者が将来の事業承継を見据え、本業の競争力強化等の経営改善を行うことで、後継者が後を継ぎたくないような経営状態への引き上げを図る必要

があります。

事業承継計画の策定(親族内・従業員承継)

親族内・従業員承継の場合は、事業計画を踏まえ、株式等の事業用資産や代表権の承継時期を記載した事業承継計画を後継者とともに策定し、事業承継の円滑化を図る必要があります。

### (4) 現状の把握

事業継承を行うに当たっては会社概要の把握、現状と将来の見込み、キャッシュフロー等、自社株親族関係、個人財産の概算把握、保有自社株の現状、個人名義の土地、建物の現状、個人の負債、個人保証の現状等を正確に把握することが必要となります。

### (5) 承継方法・後継者の確定

親族内に後継者候補がいる場合は親族内承継

ア.関係者の理解として事業承継計画の公表、後継者への権限委譲、新経営体制の整備が必要となります。

イ.後継者教育として社内での教育、社外教育・セミナーが必要となります。

ウ.株式・財産の分配として、株式保有状況の把握、財産分配方針の決定、生前贈与の検討、遺言の活用、会社法の活用、事業承継に係る資金調達の検討、その他手法の検討が必要となります。

社内に後継者候補がいる場合は親族外承継(従業員等)

ア.関係者の理解として後継者候補の経営陣への登用の検討、事業承継計画の公表、現経営者親族の理解、新経営体制の検討が必要となります。

イ.後継者教育として社内での教育、社外教育セミナーが必要となります。

ウ.株式・財産の分配として後継者への経営権集中、種類株式の活用、MBOの検討が必要となります。

エ.個人保証・担保処理が必要となります。

親族外承継(マッチングによる第三者承継)

ア.マッチングの検討として、承継方法の検討(外部からの招聘、M&A)が必要となります。

イ.事業譲渡(M&A対策)として、M&Aに対する理解、譲渡範囲の検討、仲介機関への相談が必要となります。

ウ.会社売却価格の算定として自社株式売却価格の

算定、企業価格改善策の検討が必要となります。

#### (6) 経営承継円滑化法の概要について

事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立しました。

主な内容は下記の通りであります。

#### 1. 事業承継税制としては

非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設。

#### 2. 民法の特例としては

生前贈与株式を遺留分の対象から除外、生前贈与株式の評価額を予め固定。

#### 3. 金融支援としては

中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例。

### 三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦守孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29丸今ビル3F

TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

## 健康を支える睡眠のリズム、会社の業績にも影響

産業カウンセラー 柏木 勇一

睡眠不足を取り戻そうと休日は寝だめをした、その結果は...

不動産会社のシステム管理担当の男性Aさんは入社7年目の30代。独身です。ITスキルを買われ、営業から経理まで一連のシステム構築・保守の責任者として働いてきました。チームは先輩を含め4人体制。しかしAさんが全体の指揮官です。失敗が許されない神経を使う仕事で、残業も多く、毎日の睡眠時間は4時間ぐらい。睡眠不足を取り戻そうとAさんは、休日は寝だめをして日中まで起きませんでした。

すると、平日の日中も次第に疲労感が強くなり、仕事への意欲も弱まってきました。私たちに備わっている24時間周期の体内リズムが乱れ、時差ボケ状態になったのです。放っておくと心身に影響し、メンタル不調になります。これはまずい、とAさんは自ら心療内科を受診し、睡眠の大事さを学びました。

平日も休日も起床時間は一定にしましょう

「このままではうつ病になりますよ」と医師からお灸を据えられたAさんは、生活のスタイル変更に努力しました。もたもたすることが嫌いな、いかにもIT系社員の行動です。休日でも朝起きたらまずカーテンを開けて朝日を浴びる。朝食をしっかりと取る。適度に散歩する。夜は湯船でリラックス。寝室の照明は落とし気味に。就寝1時間前までにスマホやパソコンにさわらない。このような過ごし方を心がけ、心身の危険ゾーンに入りこむことは避けられました。Aさんにとってはかなりの決意と努力でした。

ちょっと前までは、人間の理想とする一日の睡眠時間は約8時間と言われてきました。しかし今は違います。米国の睡眠研究家は「15歳までは8時間、25歳は7時間、45歳は6.5時間、65歳は6時間が理想的。8時間以上では糖尿病の危険」と指摘しています。年齢に

よって睡眠時間は異なり、中高年の生活習慣病防止にもつながると教えています。これは日本でも踏襲され、多くの睡眠外来で指導されています。

社員の睡眠時間は、会社の業績にも影響

どきっとする表現ですが、働き方改革が叫ばれている現代は社員の睡眠が生産性も支配する時代になったのです。睡眠改善支援に携わる東京都内の会社の事例です。睡眠の質が分かるスマホアプリを枕元に置き、休退職や生産性低下のリスクを測るアンケートを組み合わせました。心身の状態を見える化したわけです。結論を言えば、社員の休退職リスクを睡眠で予測できたのです。これまでは人間関係やコミュニケーションなど「会社にいる時間」が問題になっていたのですが、実際は、睡眠や生活習慣の影響が大きいことが分かったのです。このアプリの導入は企業にも浸透しています。個人情報につながるのでこの会社の取り組みは慎重です。データからメンタル不調が疑われる場合、企業には伝えず、該当社員に産業医を紹介する仕組みになっています。導入企業は個人のデータは見ることはできなくても、部署ごとのデータを確認することは可能で、労務管理や人材配置に生かすことができるそうです。

まだまだ実施企業は多くありませんが、重要なことは、睡眠に対するひとりひとりの自覚です。ぜひ、即行動を起こしたAさんを見習って、生活リズムを整える毎日を送っていただきたいと思います。理想的な睡眠で自分を大切に、難しいことではないはずですよ。

【筆者紹介】柏木勇一（かしわざい・ゆういち）1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

# 税務ポイント

〔会社の税務よろず相談室<sup>137</sup>〕消費税 その②

## 損害賠償金に対する消費税

**Q** 原料を仕入れて製品を製造しましたが、その原料に瑕疵があったために不良品となって販売することが出来ず、当該原料の仕入先に製品を買い取って貰いました。また、瑕疵のある原料を生産ラインに投入したために機械が故障し、修理代が掛かってしまいました。修理代についても当該原料の仕入先から支払を受けました。

この場合の消費税の処理について教えてください。

**A** 消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付、役務の提供に課税されます。したがって、心身又は資産について加えられた損害の発生に伴って受け取る損害賠償金については、通常は資産の譲渡等の対価として支払われるものではないため、課税されません。

ただし、損害賠償金の名目で受取る金銭が次の様な場合は、対価性がありますので、課税の対象となります。

損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に引き渡される場合において、その資産がそのまま又は軽微な修理を加えることによって使用する事が出来る時に、その資産の所有者が収受する損害賠償金

特許権や商標権などの無体財産権の侵害を受け

た場合に権利者が受け取る損害賠償金が、権利の使用料に相当する場合

事務所の明け渡しが遅れた場合に賃貸人が収受する損害賠償金が賃貸料に相当する場合

原料の仕入先に買い取って貰った製品が前述に該当する場合は、課税対象となります。不良品が全く使えない物であったり、使うために相当な費用を要する場合は、資産の譲渡とは言えず、課税対象にはなりません。

不具合が生じた機械の修理代については、課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となります。

また、その修理について仕入先から補償金を受け入れた場合は、その受入補償金については、仕入先との間で資産の譲渡や役務の提供があった訳ではありませんので、課税関係は生じません。仮に補償金額が消費税を含む修理代と同額であったとしても、不課税の収入として処理されます。

機械の修理代について、仕入先ではなく、自己の契約している保険会社から保険金が支払われた場合についても保険金や共済金が資産の譲渡等の対価と見なされませんので、課税関係は生じません。

その他、このトラブルによって自社で発生した諸費用についても、同様の扱いとなります。例えば、当該不良品を仕入先に引き渡さずに自社で産業廃棄物業者に引き渡して処分した場合は、その処分費用については、前述の機械の修理代と同様に仕入税額控除の対象となります。その処分費用を仕入先に請求して収受した場合も、補償金として課税関係は生じません。

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子  
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

## 令和元年度 後期部会税務研修会

# テーマ：消費税の軽減税率制度に対応した経理・申告について

## ～ 区分経理（記帳）から消費税申告書作成まで ～

講師：松本税務署 担当官

後期の税務研修会を下記の日程にて行います。

本年度の研修内容は、今年10月の税率引き上げに伴い導入される消費税の軽減税率制度につきまして、制度の概要から、区分経理、決算処理など、事業者の皆様を知っていただきたい内容をお伝えいただく予定です。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。参加費は無料。会員の皆様にはハガキにてご案内いたします。

| 日程      | 部会等        | 会場                      | 時間          |
|---------|------------|-------------------------|-------------|
| 9月2日(月) | 塩尻部会       | 市民交流センター(えんぱーく)4階会議室401 | 15:00～16:30 |
| 3日(火)   | 松本Aブロック    | 大同生命松本ビル1階第一会議室         | 14:00～15:30 |
| 5日(木)   | 波田・安曇・奈川部会 | 松本市波田商工会                | 15:00～16:30 |
| 6日(金)   | 松本Bブロック    | 大同生命松本ビル1階第一会議室         | 14:00～15:30 |
| 10日(火)  | 筑北部会       | 筑北村商工会                  | 15:00～16:30 |
| 11日(水)  | 松本Cブロック    | 大同生命松本ビル1階第一会議室         | 14:00～15:30 |
| 17日(火)  | 梓川・堀金・三郷部会 | 松本商工会議所 梓川支所            | 15:00～16:30 |
| 18日(水)  | 松本Dブロック    | 大同生命松本ビル1階第一会議室         | 14:00～15:30 |
| 19日(木)  | 朝日・山形部会    | 朝日村商工会                  | 15:00～16:30 |
| 20日(金)  | 川手部会       | 安曇野市商工会 明科支所            | 15:00～16:30 |
| 24日(火)  | 穂高・豊科部会    | 安曇野市商工会 穂高支所            | 15:00～16:30 |
| 26日(木)  | 松本Eブロック    | 大同生命松本ビル1階第一会議室         | 14:00～15:30 |

## 青年部コーナー

### 開催報告

#### 『納涼ビールパーティー』を開催しました

7月24日(水)、松本バスターミナルビル屋上「松本麦酒園」を会場に恒例の納涼ビールパーティーを開催いたしました。(担当：青年部第四委員会 内村剛司委員長)

夏らしい暑さの中93名の方々にご参加をいただき、冷たいビールを片手に親睦を深めていただきました。



恒例の余興ではお笑い芸人「ヤボンスキーこばやし画伯」さん、プロバスケットボール信州ブレイブウォリアーズチアチーム「ジャスパーズ」メンバーによる楽しいステージが行われ、会場は大いに盛り上がりました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

## 女性部コーナー

### 女性部8月例会開催のご案内

#### 「消費税軽減税率制度 疑問解消セミナー」

女性部8月例会を下記内容にて開催いたします。今回の例会では、いよいよ10月に導入が迫ります消費税の軽減税率制度について、皆様が抱かれている疑問について講師に解説していただく予定です。

大勢のご参加をお待ちしております。

日時 8月8日(木) 10:30～13:30

(研修会90分+昼食会80分を予定)

内容 研修会『消費税軽減税率制度 疑問解消セミナー』

講師 松本税務署 担当官

昼食会

会場 研修会 大同生命松本ビル1階「第一会議室」

昼食会 ホテルブエナビスタ1F

「ラ・カフェテラサ」

会費 研修会は無料。昼食会参加者は1500円

お問合せ 松本法人会事務局まで(☎0263-35-8080)

# 暑中お見舞い申し上げます



安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※2018年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

「消費税申告一声運動実施中」



## AIG 損保 Business Guard Series

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



|                                   |                                     |                                 |   |
|-----------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|---|
| 政府労災の上乗せ補償                        | <b>ハイパー任意労災</b> (業務災害総合保険)          | 火災と地震災害に備える                     | <b>プロバティガード+企業地震保険</b><br><small>(企業財産保険+財物損害補償特約+地震+火災補償特約等)</small> |
| 会社で入る医療補償                         | <b>ハイパーメディカル</b> (業務災害総合保険+メディカル特約) | 個人情報の漏えい事故対策<br>マイナンバー対応        | <b>情報漏えいガード</b> (個人情報漏洩保険)  |
| 初期のご相談から賠償金対応まで。<br>労務・雇用トラブルに備える | <b>スマートプロテクト</b> (総合事業者保険)          | 役員個人を取り巻く<br>各種訴訟リスクに備える        | <b>MRP保険</b> (マネジメントリスクプロテクション保険)                                     |
| 地域社会に貢献する                         | <b>ビジネスガードAUTO</b> (法人会の自動車保険)      | 飲食料品・化粧品のリコール時に<br>発生する様々な費用を補償 | <b>CPI</b> (生産物品質保険・CPI限定型)   |
| 企業向け第三者賠償責任保険                     | <b>STARS</b> (事業総合賠償責任保険)           | 海外進出企業向けサポートプラン                 | <b>WorldRisk</b><br><small>ワールドリスク</small>                            |

### AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

松本支店

〒390-0814  
長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7階  
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)

## 法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

# ネット医療相談サービスのご案内



本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。



プロの医療チームがあなたをサポートします!

## 法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、 おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんので納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。



ご利用はこちら



Medical Note

お問い合わせ

株式会社メディカルノート  
support@medicalnote-qa.jp

**令和元年度 常任理事会・役員大会**

日 時 8月22日(木) 14:00 ~ 18:30  
 会 場 アルピコプラザホテル  
 常任理事会 14:00 ~ 14:50  
 役員大会 15:00 ~ 18:30  
 (1)会 議 15:00 ~ 16:00  
 (2)税務講話 16:10 ~ 17:10  
 講師：松本税務署長 中村 明雄 氏  
 (3)懇親会 17:20 ~ 18:30

**8月の予定**

1日広報委編集会議 2日税制委グループ会議 6日  
 青年部献血活動 8日女性部8月例会 14~18日事務局  
 夏季休業 21日新設法人説明会 22日常任理事会、  
 役員大会 23日第104回税制勉強会 29日決算説明会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/6月決算法人対象)  
 8月29日(木) 午後2時より大同生命ビル1階 第一会議室  
 同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

**役員合同研修旅行 実施報告**

7月7日~8日に本年度の役員合同研修旅行を実施しました。(神奈川県平塚・箱根方面)



心配されたお天気も何とか持ちこたえてくれて、日本三大七夕まつりの一つに数えられる平塚の七夕祭りや、美しく咲き誇る花の中を進む箱根あじさい電車など、この季節にしか体験することのできない貴重な時間を過ごしていただくことが出来ました。大勢のご参加、誠にありがとうございました。

**第104回税制勉強会開催のお知らせ**

**「消費税軽減税率制度直前セミナー」**

本年度も税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

日 時 令和元年8月23日(金) 午後2時開始  
 会 場 大同生命松本ビル1階第一会議室  
 内 容 「消費税軽減税率制度直前セミナー」  
 講 師 松本税務署 担当官  
 受講料 無料  
 お申込 事務局まで(0263-35-8080)  
 大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

**夏期特別研修会 参加者募集**

**働き方改革に対応した  
 企業実務と実践**



今年4月から関連法が施行されております、いわゆる働き方改革について「働き方改革に対応した企業実務と実践」というテーマで、講師に特定社会保険労務士の小島信一さんをお招きし夏期特別研修会を開催いたします。

「年5日の有給休暇を与える義務」「時間外労働の上限規制」など多くの企業に対応が求められ始めております働き方改革について、企業上の実務でご注意いただきたい内容などを講師に解説いただきます。

**実施要領**

日 時 令和元年9月4日(水) 午後1時30分 ~ 4時30分  
 会 場 JA松本市会館(松本市深志2-1-1)  
 受講料 無料 定員100名  
 講 師 特定社会保険労務士 小島 信一 氏  
 お申込 今月号付録「夏期特別研修会ご案内」をご利用いただき事務局まで



詳しくは今月号の付録をご確認ください。大勢の皆様のご参加をお待ちしております!

# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音メディアのイラストデータも  
デジタル写真も  
手書きのイラストも  
素材を組み合わせて  
自社HPでも

一般社団法人 松本法人会  
めざします企業の  
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F  
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

# 株式会社 ライフデザイン

人と車が集まり繋がる、ニルス

## CAR LIFE DESIGN Nils

自動車販売事業部 **カーライフデザイン ニルス**

〒399-0701 長野県塩尻市広丘吉田 983-1 URL nils.main.jp E-mail cld-nils@outlook.jp  
TEL.0263-50-6095 FAX.0263-50-6096

「大人」をデザインする。  
「なりたい」を叶え「悩み」を解消  
「くつろぎの空間」×「癒やしの時間」

HAIR DESIGN  
ruche

美容事業部 **ヘアデザイン ルーシュ**

〒399-0038 長野県松本市小屋南 1-11-3 URL http://ruche.main.jp E-mail ld-hd-ruche@outlook.jp  
☎0120-400-440 FAX.0263-50-6096

# 株式会社 ライフデザイン

〒399-0701 長野県塩尻市広丘吉田 983-1  
URL nils.main.jp E-mail cld-nils@outlook.jp

TEL.0263-50-6095



## 『旧開智学校校舎』



1876年に竣工した小学校の校舎。近代教育創始期を象徴する擬洋風建築として、深い文化的意義を有していることが評価され、今年5月に国の文化審議会が国宝に指定するよう文部科学相に答申した。等間隔に配置された縦長窓など洋風の特徴を持つ一方、外壁に日本の伝統的なしっくい塗の技術を使っている。

(山口吉孝編集委員)

の文化審議会が国宝に指定するよう文部科学相に答申した。等間隔に配置された縦長窓など洋風の特徴を持つ一方、外壁に日本の伝統的なしっくい塗の技術を使っている。

川柳コーナー  
来年の  
五輪心配  
この暑さ  
家族には  
契約書など  
ありません  
夏祭り  
こども担いで  
汗まみれ  
新米

### あしがき

金融庁が公表した資料の中で、年金だけだと2千万円不足する「が世間を騒がしています。以前から、年金は、だんだん支給されなくなる」とか「年金は破綻寸前」とか言われていますので、2千万円という金額はともかくきつと多くの国民は予測していたことではないかと思うのです。

なぜこの時期に、このテーマが話題にあがるのか? 参議選の争点にするためかなど、各政党の思惑があるかとも思いますが、冷静に考えてみると、国民全体が長寿になり納めた年金以上に支給されている現実を見ると、感謝をしながらもやはり将来の備えは自己責任であることは考えておく必要があります。

世の中は、破壊と再生を繰り返して調和を維持すると言いますが、曖昧だった将来への不安が明らかにになりましたので、これを未来からの警鐘として人生設計を見直す機会にしたいと思えます。あの時、見直して間に合ったと言える明るい未来のために。(山口)

山口吉孝  
編集委員…  
沖 健史)



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係  
発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 百瀬衛貴男  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社